

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例五十二号）（こども安全課）

一 趣旨

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設等に係る運営に関する基準を改定するための改正

二 内容

児童福祉施設等における乳幼児の健康診断について、母子保健法の規定に基づく健康診査の内容が、児童福祉施設等が行うべき健康診断の全部又は一部に該当すると認められ、かつ、児童福祉施設等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。

三 施行期日

公布の日